

諮問庁：独立行政法人住宅金融支援機構

諮問日：令和元年7月12日（令和元年（独情）諮問第52号）

答申日：令和元年11月15日（令和元年度（独情）答申第48号）

事件名：住宅金融支援機構の住宅ローン融資に対して、顧客に損害保険契約を義務付けている事の根拠等が分かる文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、別紙の3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年4月26日付け住機個発第5709号により独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、開示請求の趣旨と全く違ったものであること及び請求内容に応じた開示をしないことから、趣旨及び請求内容に応じた開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求人は、平成31年3月19日付け、処分庁に対して法人文書開示請求を行い、同年4月26日付け、処分庁から上記1に記載する処分を受けた。

しかし、開示された法人文書は、これまで同様に開示請求した内容とは全く違う法人文書が開示された。（本件で6度目である）よって、開示請求内容に応じた文書（『損害保険会社との業務委託契約』など）を開示するよう審査請求をする。

（2）意見書

審査請求人から令和元年8月18日付け（同月23日受付）で意見書が当審査会宛に提出された（諮問庁に対し、閲覧をさせることは、適当

でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。))。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法9条2項の規定に基づき処分庁が、法人文書開示決定通知書(平成31年4月26日付け住機個発第5709号)により行った一部開示決定に対してなされたものである。

2 審査請求の理由について

上記第2の2のとおり。

3 文書特定及び一部開示決定の妥当性について

平成31年3月19日付けで審査請求人が処分庁あて請求した「法人文書開示請求書」中の「1 請求する法人文書の名称等」において「機構の住宅ローン融資に対して、顧客に損害保険契約(火災保険)を特定指定損害保険会社(特定損害保険会社A)に契約を義務付けている事の根拠と理由、損害保険会社との業務委託契約証書。機構と損害保険会社との関係が解るもの一切全て。」として審査請求人が請求を希望した法人文書について、業務委託契約証書という名称の法人文書はないものの、それに該当する特約書及び附属約定書を開示決定するなど、処分庁で保有する法人文書から特定の上、開示決定し、一部を開示した。

ただし、氏名など特定の個人を認識することができる情報は、法5条1号に該当するため、これらの情報が記載されている部分は不開示としたものである。

さらに、認証的機能を有している印影は、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号に該当するため、これらの情報が記載されている部分を不開示としたものである。

したがって、文書特定及び一部開示とする原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 令和元年7月12日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月23日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年10月24日 | 審議 |
| ⑤ 同年11月13日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として、別紙の2に掲げる文書(本件対象文書)を特定し、法5条1号及び2号に該当する部分を不開示とした

上で、一部開示決定（原処分）を行った。

これについて審査請求人は、本件対象文書は本件請求文書とは全く違う趣旨の文書であるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、原処分において本件対象文書を特定した理由について、諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書は、開示請求書の記載から、損害保険会社11社による共同保険契約である「独立行政法人住宅金融支援機構特約火災保険・特約地震保険」（以下「特約火災保険」という。）に関して、その制度内容、機構及び特約火災保険引受損害保険会社（以下「引受損保会社」という。）との業務委託契約証書及び機構と引受損保会社との関係等の分かる文書を求めるものであると解されることから、特約火災保険に関し、機構と引受損保会社との間に業務委託契約に当たる契約は存在せず、業務委託契約証書は保有していないが、機構と引受損保会社との関係が分かる文書として、機構と引受損保会社との間で交わした特約書（機構と引受損保会社の役割を定めたもの）及び付属約定書（幹事会社等の責任分担割合等を定めたもの）である文書1ないし文書45が存在することから、これを特定し、一部開示したものである。

イ また、併せて、本件請求文書は、機構において火災保険の加入を融資の条件としていることについての文書を求めるものであると解されることから、審査請求人の便宜を考慮し、当該内容について融資契約者向けの説明が記載されている文書46及び文書47を特定し、開示した。

なお、融資の対象となる建築物に火災保険を付させることに関連する規定については、独立行政法人住宅金融支援機構業務方法書（平成19年4月1日住機規程第1号）に定められているが、本件開示決定の時点では、本件請求文書には該当しないと判断し、開示決定等していなかった。

ウ 機構において、他に請求の趣旨に適う文書は保有していない。

(2) 以下、検討する。

ア 当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、諮問庁の上記(1)における原処分で特定した文書に関する説明について、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情もないことから、本件対象文書は、本件請求文書

に該当すると認められる。

イ ただし、諮問庁が上記（１）イで保有していると説明する別紙の３に掲げる文書について、当審査会において、諮問庁から提示を受けて確認したところ、本件請求文書に該当するものと認められる。

また、本件対象文書及び別紙の３に掲げる文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記（１）の諮問庁の説明が不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事情も存在しないことから、機構において、本件対象文書及び別紙の３に掲げる文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

したがって、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として別紙の３に掲げる文書を保有していると認められることから、これを特定し、開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の３に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等すべきであると判断した。

（第５部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

機構の住宅ローン融資に対して、顧客に損害保険契約（火災保険）を特定指定損害保険会社（特定損害保険会社A）に契約を義務付けている事の根拠と理由、損害保険会社との業務委託契約証書。機構と損害保険会社との関係が分かるもの一切全て。

2 本件対象文書

文書1 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社A）

文書2 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社B）

文書3 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成28年4月1日付け）（特定損害保険会社C）

文書4 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成29年11月1日付け）（特定損害保険会社C）

文書5 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社C）

文書6 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社D）

文書7 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成28年4月1日付け）（特定損害保険会社D）

文書8 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成29年11月1日付け）（特定損害保険会社D）

文書9 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社D）

文書10 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社E）

文書11 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成28年4月1日付け）（特定損害保険会社E）

文書12 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成29年11月1日付け）（特定損害

害保険会社 E)

- 文書 1 3 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書 (特定損害保険会社 E)
- 文書 1 4 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書 (特定損害保険会社 F)
- 文書 1 5 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書 (平成 2 8 年 4 月 1 日付け) (特定損害保険会社 F)
- 文書 1 6 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書 (平成 2 9 年 1 1 月 1 日付け) (特定損害保険会社 F)
- 文書 1 7 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書 (特定損害保険会社 F)
- 文書 1 8 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書 (特定損害保険会社 G)
- 文書 1 9 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書 (平成 2 8 年 4 月 1 日付け) (特定損害保険会社 G)
- 文書 2 0 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書 (平成 2 9 年 1 1 月 1 日付け) (特定損害保険会社 G)
- 文書 2 1 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書 (特定損害保険会社 G)
- 文書 2 2 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書 (特定損害保険会社 H)
- 文書 2 3 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書 (平成 2 8 年 4 月 1 日付け) (特定損害保険会社 H)
- 文書 2 4 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書 (平成 2 9 年 1 1 月 1 日付け) (特定損害保険会社 H)
- 文書 2 5 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書 (特定損害保険会社 H)
- 文書 2 6 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書 (特定損害保険会社 I)
- 文書 2 7 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書 (平成 2 8 年 4 月 1 日付け) (特定損害保険会社 I)

- 文書 2 8 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成 2 9 年 1 1 月 1 日付け）（特定損害保険会社 I）
- 文書 2 9 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社 I）
- 文書 3 0 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社 J）
- 文書 3 1 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成 2 8 年 4 月 1 日付け）（特定損害保険会社 J）
- 文書 3 2 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険,地震保険特約の一部を改正する特約書（平成 2 9 年 1 1 月 1 日付け）（特定損害保険会社 J）
- 文書 3 3 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社 K）
- 文書 3 4 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社 L）
- 文書 3 5 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成 2 8 年 4 月 1 日付け）（特定損害保険会社 L）
- 文書 3 6 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成 2 9 年 1 1 月 1 日付け）（特定損害保険会社 L）
- 文書 3 7 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社 L）
- 文書 3 8 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社 M）
- 文書 3 9 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成 2 8 年 4 月 1 日付け）（特定損害保険会社 M）
- 文書 4 0 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成 2 9 年 1 1 月 1 日付け）（特定損害保険会社 M）
- 文書 4 1 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社 M）
- 文書 4 2 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社 N）
- 文書 4 3 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特

約の一部を改正する特約書（平成28年4月1日付け）（特定損害
保険会社N）

文書44 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特
約の一部を改正する特約書（平成29年11月1日付け）（特定損
害保険会社N）

文書45 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特
約に関する附属約定書（特定損害保険会社N）

文書46 平成6年度版マイホーム新築融資のご案内P4～5

文書47 平成6年度版マイホーム新築融資のご案内〔別冊〕すまい・るガ
イドP12

3 改めて開示決定等すべき文書

独立行政法人住宅金融支援機構業務方法書